

天ヶ瀬ダム再開発事業生物環境ワーキンググループ規約

第1条（名称等）

本会は、天ヶ瀬ダム再開発事業生物環境ワーキンググループと称し、近畿地方整備局琵琶湖河川事務所が設置する。

第2条（目的）

本ワーキンググループは、天ヶ瀬ダム再開発事業における周辺環境への影響評価の結果を踏まえ、工事中の生物環境への影響及び供用後の長期的なダム下流河川の物理環境や生物環境への影響について、モニタリング計画の策定及びモニタリング調査結果に対する評価、ならびに環境保全対策について指導・助言を行うものとする。

第3条（所掌事務）

本ワーキンググループでは、天ヶ瀬ダム再開発事業において環境影響評価を行った項目のうち、生物多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨としてモニタリングすべき項目（動物、植物、生態系）を対象とし、モニタリング調査方法・調査時期及び調査結果の評価等について、また、河川の生物の生息・生育の場となる河床材料等、下流河川の物理環境について検討する。なお、淀川水系における総合土砂管理の観点も考慮する。

第4条（ワーキンググループ）

- 1) ワーキンググループのメンバーは別紙のとおりとし、琵琶湖河川事務所長が委嘱する。
- 2) ワーキンググループにはグループリーダーを置き、委員の互選によりこれを定める。
- 3) グループリーダーは、ワーキンググループの会議を進行し総括する。
- 4) グループリーダーに事故等があるときは、あらかじめグループリーダーが指名する委員がその職を代理する。
- 5) グループリーダーは、ワーキンググループを招集し開催する。
- 6) ワーキンググループは、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。

第5条（ワーキンググループの公開）

ワーキンググループは、非公開とする。

第6条（事務局）

事務局は、近畿地方整備局琵琶湖河川事務所開発工務課に置くものとする。

第7条（雑則）

この規約に定めるもののほか、ワーキンググループの運営に関し必要な事項は、ワーキンググループにおいて定める。

附則

この規約は、平成24年10月5日から施行する。

天ヶ瀬ダム再開発事業生物環境ワーキンググループ名簿

(50音順)

氏 名	所 属 等
綾 史郎	大阪工業大学工学部 教授
有馬 忠雄	元大阪府自然環境保全指導員
紀平 肇	一般社団法人 水生生物保全協会 理事
高田 直俊	大阪市立大学 名誉教授
竹門 康弘	京都大学防災研究所 准教授
村上 興正	元京都大学大学院理学研究科講師